

行政改革推進委員の主な業務内容について

行政改革とは

行政機関において組織や機能を改革すること。行政サービスの向上と行政組織の効率化、経費削減を主な目的としています。

行政改革推進委員会とは

行政改革推進委員会は市民の代表として、行政改革大綱及び実施計画の策定に際してその内容について審議するとともに、実施計画の毎年度の進捗状況について報告を受け、必要な助言を行います。

会議は年間1～2回程度（大綱や実施計画の策定期間には年4回程度）行います。

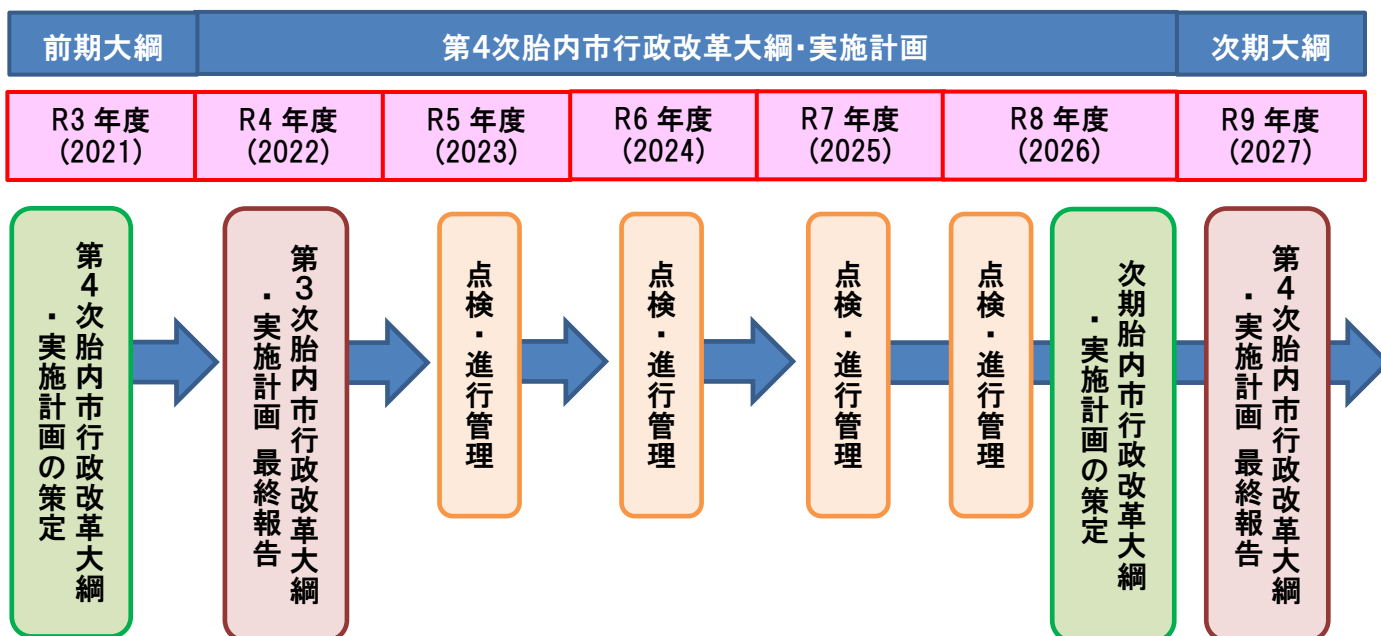
胎内市の行政改革

胎内市では、少子高齢化等社会情勢が大きく変化する中での諸問題への対応と、第2次胎内市総合計画に示されている今後胎内市が理想とする姿を実現するために必要な改革の指針として、第1次から第3次の行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んできました。

令和4年度からの指針として、「第4次胎内市行政改革大綱」（計画期間：令和4年度～令和8年度）を行政改革推進委員会の意見を反映した上で、令和4年3月に策定しました。

また、行政改革大綱の目指す方向性と重点事項に基づいた具体的な取組計画として「行政改革大綱実施計画」も併せて策定しています。

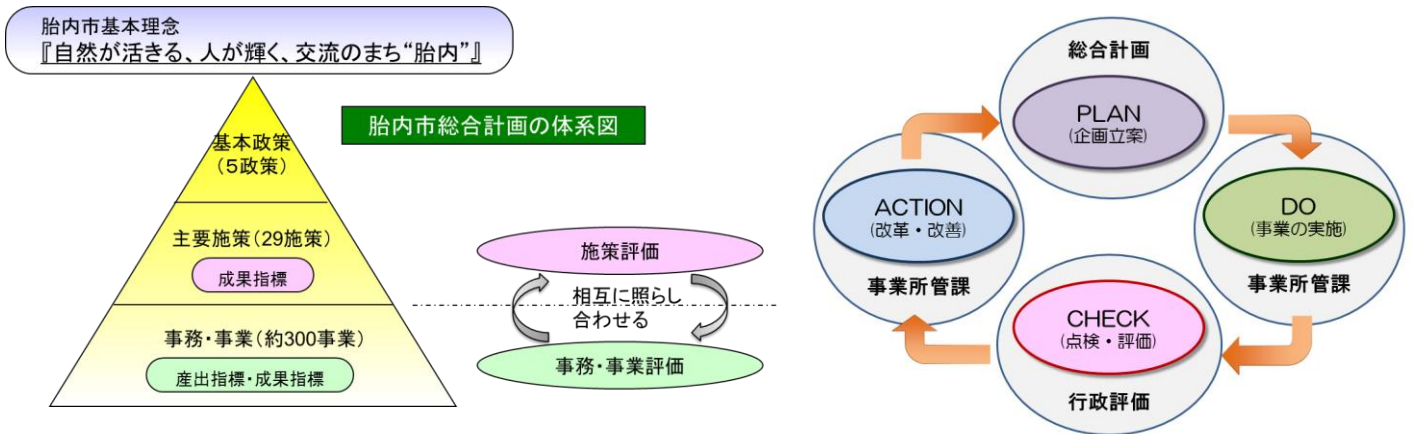
市ではこの実施計画に基づいて行政改革に取り組み、市内の「行政改革推進本部」が毎年度進捗状況を検証します。この進捗状況等については、「行政改革推進委員会」に報告するとともに、市のホームページを通じて広く市民に公開します。



行政評価と外部評価委員会

・行政評価とは

市が実施する施策、事務・事業について、予算や人員をどれだけ投入し、市民にとってどれだけの効果があったか、目標とした成果は達成しているかなどを、数値などの客観的視点を利用し、評価・検証を行うことによって、さらに効果的・効率的な方法・手段へと改善していく手法及びその仕組みをいいます。



行政評価には、総合計画に位置付けられた29の施策を評価する「施策評価」と、施策に関連する事務・事業を評価する「事務・事業評価」があります。

行政評価は、市が実施する施策、事務・事業のチェック機能を果たしています。

・行政評価の方法

行政評価の方法には、事業所管課による1次評価、庁内評価委員による2次評価と、市民委員（行政改革推進委員）による外部評価があります。



・外部評価委員会

市民委員（行政改革推進委員）による外部評価委員会を開催し、市民の視点から多角的な評価意見を取り入れます。

評価意見については全て公表しています。



胎内市総合計画と胎内市行政改革大綱

